

○国土交通省告示第五百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第三百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第三百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年五月二十八日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス・香川県東かがわ市白鳥字城泉地内から同市西村地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分 香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字田中、湊字山下及び字岡前、川東、中筋並びに西村地内

(2) 使用の部分 香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字田中、湊字山下及び字岡前、川東、中筋並びに西村地内

2 水利権

(1) 収用の部分 香川県東かがわ市湊字山下地内

(2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県東かがわ市伊座字池繁地内から同市小砂地内までの延長9.2km区間（以下「本件区間」とする。）を全体計画区間とする「一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス）」（以下「本体事業」

という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道11号(以下「本路線」という。)は、徳島県徳島市を起点とし、香川県東かがわ市、さぬき市、高松市、愛媛県四国中央市、新居浜市、西条市等を経て松山市に至る延長267.3kmの、四国瀬戸内海沿岸の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、東かがわ市の中心市街地の南側を通過し、その沿線には住家、店舗、事業所等が連たんしていることから、地域内交通に利用されているとともに、香川県東部地域と県都高松市とを結ぶ主要幹線道路でもあることから、物流や観光による通過交通にも広く利用されている。しかしながら、現道は、幅員狭小な2車線道路であり、右折車線が十分に整備されていない信号交差点が多数存するため、朝夕の通勤時間帯を中心に各所で交通混雑が発生し、さらに交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、東かがわ市湊字水入地内で22,657台/日、同市三本松地内で20,736台/日、同市落合地内で23,936台/日、混雑度はそれぞれ1.33、1.64、1.48となっている。

本件事業の完成により、地域内交通と通過交通とが分散され、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である香川県が環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づき、平成16年3月に環境影響評価を実施している。その結果によると、工事の実施に伴う騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの、仮囲いの設置や低

騒音型建設機械の採用等の保全措置を実施することによって、環境基準を満足するものと評価されており、起業者は、これらの保全措置を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、それらの営巣地は本件区間から十分に離れており、また、本件事業の完成後も周辺に生息環境を広く残すこととなるため、影響は軽微と評価されている。なお、オオタカについては、今後、本件区間及びその周辺で繁殖を行う可能性があることとされたことから、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て、必要に応じて保全措置を講じることとしている。さらに、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているコバネアオイトトンボ及びオオキトンボ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及びヒクイナが本件区間及びその周辺で確認されたが、これらが確認された河川は橋梁構造で渡河し、繁殖適地と考えられるため池等の改変は小規模な一部に限られ、生息・生育環境を広く残すことになることから、影響は軽微であると評価されている。なお、カスミサンショウウオは当初調査で卵嚢が確認されていることから、モニタリング調査を実施し、卵嚢が確認された場合は、専門家の指導・助言を得て、必要に応じて移設等の保全措置を講じることとしている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌカボタデ、コギシギシ、ヌマゼリ及びイヌノフグリが本件区間周辺で確認されたが、路面排水が直接生育地等に流入しないよう配慮した工事計画とすることなどから、また、準絶滅危惧のカワヂシャが本件区間内で確認されたが、計画路線から離れた所でも多数確認されていることなどから、影響は軽微であると評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、うち3箇所については調査を完了し、記録保存の措置を講ずることとしている。また、残りの6箇所については、香川県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級及び第3種第2級の規格に基づく、4車線及び2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道

路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年3月5日付けで都市計画決定され、平成19年2月16日付けで変更決定した都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に各所で交通混雑が発生していることから、できるだけ早期にその緩和を図る必要があると認められる。

また、香川県道路協会や香川縣市町村道整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び水利権を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

の規定による図面の縦覧場所 香川県東かがわ市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字
田中並びに湊字山下地内